

横浜市駐車場条例 適用判定シート

(建築物の新築等において駐車場附置義務の適用外になる場合は、建築確認申請書に添付してください。)

1 建築物の計画内容 (小数点以下第3位切捨て)

部 分 の 用 途 面 積	特 定 用 途	百貨店その他の店舗	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・①
		事務所	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・②
		倉庫又は工場	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・③
		その他の特定用途	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・④
		非特定用途	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑤
		共同住宅等	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑥
		共用部分	m ²	・・・⑦	
合 計			m ²	・・・⑧ (駐車場及び駐輪場の部分を除く。)	
建築物の延べ面積 (⑧-⑥)			m ²	・・・⑨ (駐車場、駐輪場及び⑥共同住宅等の部分を除く。)	

※共同住宅等とは、共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿のことをいいます。

※上表中の各特定用途及び非特定用途には共同住宅等は含みません。

2 適用対象面積の算定

建築物の延べ面積 ⑨	m ²	-	非特定用途の床面積 ⑤	m ²	=	特定用途の床面積 m ² ・・・⑩
特定用途の床面積 ⑩	m ²	-	事務所、工場又は倉庫の床面積 ②+③	m ²	=	特定用途 (事務所等を除く) の床面積 m ² ・・・⑩

3 駐車場附置義務の適用・非適用の判定 ※該当する□にチェック

駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内の場合

■乗用車 (第4条)

→⑩' が 2,000 m²を超える場合は適用 ⇒判定結果 (適用 非適用)

■荷さばき車 (第4条の2)

→⑩ が 3,000 m²を超える場合は適用 ⇒判定結果 (適用 非適用)

■自動二輪車 (第4条の3)

→⑩' が 2,000 m²を超える場合は適用 ⇒判定結果 (適用 非適用)

周辺地区又は自動車ふくそう地区内の場合

■乗用車 (第4条)

→⑩' が 2,000 m²を超える場合は適用 ⇒判定結果 (適用 非適用)

■荷さばき車 (第4条の2)

→⑩ が 3,000 m²を超える場合は適用 ⇒判定結果 (適用 非適用)

⇒当該建築物は、駐車場附置義務の適用が (あります ありません)